

産 4 目次 大規模小売店舗の立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五條第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項につき、大規模小売店舗を有する者は、同法第八條第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和二年三月十九日

岡山県知事 伊原木 隆太

- 一 届出事項の概要
 - 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 山陽七三番地
 所在地 赤磐市下市四七三番地
 - 2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名
 名称 株式会社イズミ
 住所 広島県広島市東区二葉の里三丁目三番一号
 代表者の氏名 代表取締役 山西 泰明
 - 3 変更事項
 大規模小売店舗（変更前）名称 有限会社メガネサロム六七九番地
 住所 瀬戸内市久町虫明六七九番地
 代表者の氏名 代表取締役 梶原 和政
 （変更後）退店のため削除
 - 4 変更年月日
 令和元年八月十八日
 令和二年三月九日
- 二 届出縦覧の縦覧期間及び場所
 令和二年三月十九日から同年七月二十日まで
- 三 縦覧の場所
 岡山県産業労働部経営支援課